

議案第36号

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月3日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

施設の利用状況を踏まえ、調理室の時間区分を変更するとともに、キッズプレイルームを利用する市外利用者について他の部屋と同様に使用料の割増しを設定し、利用者の受益者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

種別	区分	午前	午後	夜間	全日	を
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	

」

「

種別	区分	午前	午後	夜間	全日	に、
	調理室 以外	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
	調理室	9:00 ~ 13:00	14:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	

」

「

調理室	1,500	2,000	1,500	—	を
-----	-------	-------	-------	---	---

」

「

調理室	2,000	1,500	1,500	—	に
-----	-------	-------	-------	---	---

」

改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第10条関係) 表(略)	別表第2(第10条関係) 表(略)

備考

1 及び 2 (略)

3 市民(市内に在住し, 在学し, 又は通勤する者をいう。)以外の者が利用する場合における使用料は, この表に規定する使用料の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。ただし, 駐車場の利用に係る使用料を除く。

4 から 7 まで (略)

8 夜間の区分における利用時間がこの表に規定する時間の区分を超えたときは, この表に規定する使用料の額(第 3 項から第 5 項までの規定の適用を受ける場合にあつては, 当該各項の規定を適用して算定した額)に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算して納付しなければならない。

(1) (略)

(2) 超過時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき 100 分の 60

(3) (略)

9 及び 10 (略)

備考

1 及び 2 (略)

3 市民(市内に在住し, 在学し, 又は通勤する者をいう。)以外の者が利用する場合における使用料は, この表に規定する使用料の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。ただし, キッズプレイルーム及び駐車場の利用に係る使用料を除く。

4 から 7 まで (略)

8 夜間の区分における利用時間がこの表に規定する時間の区分を超えたときは, この表に規定する使用料の額(第 3 項から第 5 項までの規定の適用を受ける場合にあつては, 当該各項の規定を適用して算定した額)に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算して納付しなければならない。

(1) (略)

(2) 超過時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき 100 分 60

(3) (略)

9 及び 10 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は, 令和元年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市立取手ウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づく, この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る申請の受付, 利用の許可, 使用料及び利用料金の徴収その他必要な準備行為は, 施行日前においても行うことができる。